

「スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」の開催  
について

〔 令和 2 年 10 月 8 日 〕  
〔 内閣府地方創生推進事務局長決定 〕

1 趣旨

スーパーシティの制度的枠組みを定めた改正国家戦略特別区域法が令和2年9月に施行されたこと等を踏まえ、スーパーシティにおけるデータ連携基盤の構築とともに全国のスマートシティへの横展開を図るため、関係府省庁等の協力のもと、スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携に関する検討会を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員及び特別委員により構成する。
- (2) 検討会の座長は、内閣府地方創生推進事務局長が指名する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション担当部局の協力を得て、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は座長が定める。